第4回 中央区自治協議会 会議録

開催日時 | 平成28年7月29日(金曜)午後3時00分から午後4時40分まで

会 場 新潟日報メディアシップ 2階 日報ホール

出席者 委員

藤田委員,清水委員,田村(幸)委員,外内委員,浅野委員,高橋委員,加藤委員,渡部委員,中村委員,本間(之)委員,青木委員,廣瀬委員,伊藤委員,竹田委員,大堀委員,関谷委員,三條委員,菊地委員,佐藤委員,水品委員,豊嶋委員,津吉委員,長谷川委員,本間(伸)委員,南雲委員,李委員,小島委員,岩田委員,田村(勝)委員,肥田野委員

出席 30 名

欠席 8名(川崎委員, 志賀委員, 星野委員, 津田委員, 杉原委員, 井上委員, 渡辺委員, 大坂委員)

事務局

【新潟市役所】地域・魅力創造部次長(大都市制度・区政創造推進課長)

【中央区役所】区長,副区長,区民生活課長,健康福祉課長,保護課長,建設課長,東出張所長,南出張所長,地域課長,地域課長補佐

議 事 1 開会

○会議の成立について 委員38名中30名出席のため、規定により会議は成立

2 報告(議長=豊嶋会長)

(1)区のあり方検討委員会報告書等について(資料 報1-1 1-2)

(議 長)

それでは、本日、配付いたしました次第をご覧ください。報告が3点、その他が1点でございます。次第に沿って会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告「(1) 区のあり方検討委員会報告書等について」でございます。担当課から 説明をお願いいたします。

(事務局)

大都市制度・区政創造推進課長の三浦です。私からは、昨年度末に取りまとめられました新潟市区のあり方検討委員会報告書などについて、ご説明させていただきます。

初めに、資料報 1-1 新潟市区のあり方検討委員会報告書をご覧ください。A4 の若干厚い資料となっております。これにつきましては、検討委員会で取りまとめ、3 月末に市長に報告されたものです。委員会では、総合区への対応など、区のあり方に関する四つの論点について多様な視点から様々な意見を出していただき、考えられる課題を明らかにしていただきました。それぞれの論点につきまして、方向性

を明確にしたものではなく、それは今後の議論に委ねることとしております。

最初に表紙裏の目次をご覧いただきたいと思います。報告書の構成について、ご説明させていただきます。大項目1で分権型政令市に向けた新潟市の区政にかかるこれまでの取組みについて説明し、それに対する委員の意見を記述しています。大項目2では、本題の将来的な区のあり方について、最初に人口動態や財政状況など、新潟市を取り巻く状況を説明した後、四つの論点に共通する検討の基本的視点としまして、後ほど説明します三つの視点を示した後、各論点の整理を行っています。各論点では、最初に制度の概要や現状を説明した後、三つの基本的視点をそれぞれの論点に落とし込んだものを検討の視点として記述しています。各委員より出された意見は分類し、カテゴリーごとに検討課題として整理して記述しています。なお、検討課題イコール小論点になりますが、総合区制度への対応などでいう四つの論点と紛らわしいので、報告書では論点ではなく検討課題として表記しております。

それでは、出された意見などを中心に簡単にご説明したいと思います。まず、8 ページをお開き願います。ここでは、これまでの本市の取組みについてご意見を頂きました。簡単にご意見をご説明しますと、分権型政令市の取組みについて評価していただく一方、地域独自の判断ができるかという点ではまだ不十分ではないか。公募区長制については、民間活力を入れるということで非常にいい。区・市間の役割・連携については、これまでの方向性は維持しつつ、市に集約したほうがよい事務がないか検証が必要。区自治協議会については、市民の参画が不十分ではないか。教育委員担当区制は新潟市独自の取組みとして評価などの意見がございました。

次の 10 ページから、大項目のII 将来的な区のあり方に入ります。16 ページをお開き願いたいと思います。区のあり方の検討における基本的視点でございますが、これにつきましては、委員会における検討の中で四つの論点に共通する視点があるのではないかという議論がございまして、それを記載の 3 項目にまとめました。① 今後の人口動態や財政状況の変化を踏まえ、持続可能な住民サービスを提供できるようにすることが必要ではないかということから、持続可能性を。②住民サービスの向上のためには、市民力を高め、協働を進めることが必要ということから、協働によるまちづくりを。③市としての一体性を確保しつつ、地域の実情や特性を尊重した区政運営やまちづくりが必要ということから、地域特性の尊重と市の一体性。この三つを基本的視点といたしました。

次に、各論点の記述となります。18 ページ以降が論点 1、総合区制度への対応になります。総合区制度とは、平成 25 年の国の第 30 次地方制度調査会の答申を受けまして、平成 26 年の地方自治法の改正により法制化されたものです。大都市における住民自治を強化するため、議会の同意を得て、任期 4 年の特別職の区長を置けるとしたものです。一定の職員任免権や予算に関する意見具申権も総合区長に与えられ、一般の区よりも事務の範囲を広げることを目指したものでございます。全国で新潟市以外に 19 の政令指定都市がございますが、現在のところ、この総合区を導入している政令指定都市はございません。

ここでは、最初に、大きな区役所を目指した現在の本市の区のサービスは、総合

区で国から例示されているサービスとほぼ同様であることを説明した後,22 ページ以降で出された意見を検討課題として八つに整理しました。22 ページをお開きください。簡単にご意見をご紹介しますと、総合区になったとしても、現行制度より市民サービスが格段に向上するとは考えられないことから、総合区を導入する意義を明確にすべき。導入する場合、全部の区に導入するのか一部の区に導入するのか。また、導入する場合、現在の区の規模でいいのか。総合区となると、今の区よりもコストが上がるのかどうか。総合区の事務をどうするのか。総合区長と副市長や幹部職員の関係はどうなるのか。総合区と一般の区が両方あるような場合に、総合区長と一般職の区長の位置付けの整理が必要。区長の任期は現状では平均2年程度で短い。総合区長の4年の任期は必要ではないか。現在の公募区長制度と併存することは可能か。24 ページになりますが、総合区導入によって各区の活性化に差が出るのではないかというような指摘がございました。

次に、25 ページ以降の論点 2、区の権限強化では、本市のこれまでの取組みとその考え方を説明した後、29 ページ以降で出された意見を五つに整理しました。29 ページをお開きいただきたいと思います。まず、区と本庁の役割分担についての整理はどうあるべきか。区と本庁間の職員配置や人材育成について、改めて検討が必要。30 ページになりますが、I T技術や移動窓口など、様々な技術を活用したサービス提供体制の検討が必要。一般職の区長、公募区長、特別職の区長で区長の権限、役割の整理が必要。自治協議会などの区政への区民の関与は十分か。

次に、31ページ以降の論点3、ガバナンスのあり方です。ここでは、ガバナンスとは、長(執行機関)に対する議会のチェック機能と整理させていただいたうえで、区に係る議会審議の現状について説明した後、35ページ以降で出された意見を三つに整理いたしました。区選出議員が少ない区もあるが、知恵を出して仕組みを考えてほしい。区常任委員会の設置の是非。議会以外で議員がかかわる別の仕組みを構築できないか等でございます。

次に、37 ページ以降の論点 4、区の規模や数でございます。ここでは、政令指定都市移行当時の区割りの考え方につきまして、当時の審議会の答申を確認した後、41 ページ以降で頂いた意見を五つに整理いたしました。41 ページをお開きいただきたと思います。見直しの契機としまして、職員体制を縮小せざるをえない状況になったときや、人口面での不均衡が拡大したときが見直しの契機になるのではないか。検討の進め方として、住民意識を踏まえることも重要で、住民投票も有効な手段、区の規模によるコストの違いの検証が必要。42 ページになりますが、旧新潟市と合併市町村の区では違いがあり、一律に考えることは無理がある。区の規模や数に係る方向性としては、現状維持、見直しの双方の意見がございました。

最後に、44 ページに検討委員会として、今後全市的に区のあり方の検討が進められることへの期待などが記載されております。以上、簡単ですが、報告書の内容でございます。

続いて、資料報 1-2、区のあり方にかかる課題整理についてを説明させていただきます。大きい A3 の横長の資料をご覧いただきたいと思います。今ほど説明させていただきました新潟市区のあり方検討委員会報告書を受けまして、市の執行部として、今後検討すべき課題を短期的課題と中・長期的課題に整理したものでござい

ます。左側が報告書の抜粋,右側が区のあり方にかかる課題として整理した部分で ございます。左側の報告書の部分につきましては、今ほど説明した部分と重複いた しますので省略させていただきます。

右側ですが、まず、短期、中・長期にかかわらず継続して検討を進めていくもの として、一番上、これまでも取組んでまいりました区と本庁の役割分担、職員配 置・人材育成につきましては、引き続き、より適正な事務分担、職員配置に向けて 検討を進めるとともに、地域に密着した視点を持つ職員の育成に努めてまいりま す。また、区民主体の区政運営をさらに進めるため、区自治協議会のあり方につい ても検討が必要となると考えております。短期的課題としましては、本年度末をも って当初予定の3年の任期を迎える公募区長制について、制度の検証を行います。 また、この結果を踏まえ、次期の展開を決定してまいります。中・長期的課題とし ましては、利便性が高く効率的な区役所の確立、区域・規模のあり方・方向性、総 合区のあり方・方向性の三つを上げております。ICT 技術などを活用し、利便性が 高く効率的な区役所の確立を目指してまいります。また、本市においては現行の行 政区制度においても総合区と同様の効果が一定程度得られていることから、総合区 については区域・規模のあり方と並行して検討していく必要があると考えておりま す。これら中・長期的課題につきましては、一体的な検討が必要であると考えてお りまして,本年度より,区の現状分析や総合区制度の研究を進め,その内容を議会 や市民の皆さまにお示ししていきたいと考えております。

委員会において、議会における検討課題として示されたものは一番下の囲みのと おりでございます。この課題整理につきましては、執行部としての考え方をまとめ たものでございますので、今後、議会や市民の皆さまからご意見を頂きながら、丁 寧に検討を進めていきたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

(議長)

只今の説明につきまして,何かご意見,ご質問等ありますか。 大堀委員お願いいたします。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。

単純な質問でございますが、資料報 1-2 ですが、右側の中・長期的課題のところで、利便性が高く効率的なうんぬんの ICT 技術などの活用。ICT 技術というのはどのような技術ですか。具体的に教えてください。どういう効果があるのか。

(事務局)

ICT 技術、インターネットとかいろいろなものがあると思いますけれども、一つ 例を上げれば、今、住民票とか戸籍とかそういう手続をするには、市役所の窓口に 来ていただいて請求するということが一般的だと思います。これについて、インターネットを使うことによって市役所に来ていただかなくても申請ができるようになるということが、一つ例として上げられるかと思います。

(大堀委員)

それだけですか。

(事務局)

それ以外にもいろいろあるとは思うのですけれども、その辺を含めて検討してい

きたいと思います。

(大堀委員)

そのいろいろを聞かせてください。コンピューターを使ってどうこうだけではなくて、もっとこういう技術をして効率的な区役所とか便利になるのだという、その辺、具体的な ICT 技術なるものを聞かせてください。もしお答えできないようであればそれでけっこうです。

それから、資料報 1-1 の最後の 44 ページ、今後に向けてというところ、先ほどお話がありました。この最後のところに、若い世代が検討に参加できるよう配慮すべきであるという結論が出ておりますが、今のところ、ここにいらっしゃるのはみんな年寄りばかりです。この若い世代が検討に参加できるというのは大変重要なことなのです。その辺、具体案がありましたらお聞かせください。

(事務局)

ICT 技術は私もなかなか詳しくないものですので。諸外国では、ICT 技術を使って市役所の窓口みたいなものをなくしてしまっているところもあると聞いております。その具体的な内容までは申し訳ありませんけれども、把握しておりませんので省略させていただきます。

2番目のご質問で44ページの丸の一番下になると思います。自治協議会だけでなく、老若男女全ての市民の意見を吸い上げることも重要であり、特にこれからを生きる若い世代が検討に参加できるよう配慮すべきであるということでございますけれども、これにつきましては、検討委員会の中でも、区自治協議会もそうですけれども、なかなか現役の世代は忙しくて、こういう地域活動の場に参加するのが難しい。若い人もそうですし、子育て中のお母さん等もなかなか参加するのが難しいというところを区自治協議会だけではなくて、ほかの機会もとらえて参加できるような仕組みを考える必要があるのではないかという意見がございました。これにつきましては、当然、大事なことだと思いますので、その辺、どのようにやっていくかにつきましても、今後、私どもの検討の中で考えていきたいと思っております。

(大堀委員)

ICT 技術はよく分かりませんと。分かる人をお連れになってきてください。我々もこの暑いのにここに来ているのですから、よろしくお願いします。

(議長)

要望という形ですので、もし次回、できましたら少し資料をお持ちいただくか説明いただければありがたいと思います。

(事務局)

分かりました。

区役所がいらなくなるというわけではなくて、区役所の窓口がなくなるところも あるということでございます。

(議 長)

ほかにございますか。

伊藤委員お願いいたします。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤です。

一つ提案なのですけれども、総合区や区とかいろいろ言葉尻みたいになっていますけれども、内部を検討していただきたい。どういうことかといいますと、今日、地方分権等といわれていますけれども、言葉ではないのです。現実はそんなに甘いものではないのです。いろいろな方が言われていますけれども、まず、自分たちでルールが作れるかどうかというのが一つ。各省庁ではなくて、自分たちで自主的に本当にルールが作れるのですかということです。もう一つは、実際の各省庁の皆さまなのですが、事務を執行する場合に、判断権だとか決定権を有していますか。この条件なのです。これを全うするにはどうしたらいいかという状況なのです。大きな根拠が。何かというと、地方議員が一つ。それともう一つは職員の質の向上がどうしても必要になってくるのです。だから形ではないのです。ベースはそういう形で、議員も行政の方々も勉強しないと形になりません。形ばかりで何も進まないということ。本当にそれを懸命にやらないと、行政はうまくいかないです。そういうことを考えていただきたい。こういうものをやるとすれば、議員と職員の質の向上をどうしたらいいのかということを、やはり入れてもらいたいと思います。以上です。

(事務局)

ご意見ごもっともだと思います。今のご意見に十分答えているかどうか分かりませんけれども、私どもの区のあり方にかかる課題の中でも、区と本庁の役割分担、職員配置・人材育成とありますけれども、この人材育成の部分を十分取組んでいきたいと思っております。

(議長)

はい,ありがとうございました。 ほかにございますか。 津吉委員お願いいたします。

(津吉委員)

南商工振興会の津吉でございます。

まず、質問の前に、非常に多岐に渡りまして検討されている委員会の皆さまには敬意を表したいと思います。

資料報 1-1 の 16 ページに書かれてあります区のあり方の検討における基本的視点で、持続可能性について先ほど述べられたと思います。このデータにもありますとおり、これから人口減少、それから高齢化が進んでいく中で、町を持続的に維持していくためには、やはりある程度コンパクトな町にしていかざるをえない、もしくは、インフラ整備についても無駄なインフラを造らず、あるものを活用していくような社会にしていくことが必要だと、最近、言われております。この持続可能性を考えようといっているにもかかわらず、新潟市を見ておりますと、なぜか宅地や商業地を乱開発して、町の中に焼き畑農業的町開発というような形で進められていると思うのです。そういったことをまずいっぺんやめてしまわないと、この持続可能性というのは作っていけないのではないかと思います。そういった点につきまして、どのように考えられているのかお答えいただければと思います。

二つ目,今ほど伊藤委員からお話がありましたが,私も,もし,大きな区を作るのであれば,自治の基本原則である立法権,司法権,徴税権。これは,全部は無理

かと思いますけれども、その区が市の本体から予算を頂くのではなく、区独自に予算組みをできるような仕組み。そして、それが区単独で、税収とはいいませんけれども、努力することによって区の予算も上げていける、そういうことを今後検討していただきまして、公募制で区長がいくら民間から来たとしても、与えられる予算で与えた仕事をこなせと言われてしまったら、多分、その区長は力を発揮できないと思います。ある程度裁量権を与えられる、そういった区づくりの基本的な形を検討してもらうことをこの委員会の方々にお伝えいただければありがたいと思います。

三つ目,自治協議会が区の中で非常に大きな役割をと書いてありますけれども, 自治協議会も構成員のあり方,また自治協議会委員の選任の仕方というか構造といったものをもう一度考えていかないと,ここに書かれているような協働によるまちづくり,そして老若男女が参画できるような仕組みといった区政ができないのではないかと思います。そういったことも併せて,今後,検討していただければと思います。私は分からないのですが,コミュニティ協議会はどうしても小学校単位ということで書かれています。私は学校区単位にする必要性は全くないと思っている人間なので,その辺ももう一度,コミュニティ協議会,自治協議会の姿,あり方というものを再度新たに考えていただければと思います。教育委員会,なぜ教育委員会が関係するのか,なぜここに教育委員会が出てくるのかというのも理解できないのです。そういたことで,これから新たに総合区,そして新潟市がどのような形になるのかを考えるときに、私の言った意見,それから感想をお伝えいただいて,検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

いろいろ幅広いご意見を頂きまして、ありがとうございました。全部はなかなかお答えできないと思っているのですけれども、コンパクトなまちづくりが必要だというのはご意見のとおりだと思います。それが新潟市の今の開発の実態と合っていないというご意見なのですけれども、その辺については受け止めまして、今後の検討に生かさせていただきたいと思います。

あと、大きな区ということでお話がございましたけれども、もともと国の法制度があって、その中で私どもは動いているわけですので、立法権とか司法権とおっしゃいましたけれども、そこまでの権限を新潟市単独で持つというのはなかなか難しいと思っております。そういう中で、本市としましては、分権型政令市、大きな区役所、小さな市役所ということで、できるだけ市民に身近な業務については区役所で完結できるようにしてきたところでございます。予算的にも区づくり予算をはじめ、区独自で区の裁量でできる予算も少しずつ増やしてきたと理解しております。そういう方向を維持しつつ、国の制度の中ではございますが、今後の区の権限強化に向けて検討を進めていきたいと考えております。

また,自治協議会につきましては,区のあり方検討委員会で出された部分もありますし,これまで自治協議会やそれぞれいろいろなところから言われたことにつきましても,今後,担当課で検討していくと聞いております。

(津吉委員)

ありがとうございます。お答えできないところもあると思いますが、私は何が言

いたいかというと、自治をするために徴税権とか司法権を作れと言っているのではないのです。区民が区民のためにその予算を使うことのできる参画ができるのか。そして、区が独自に税収は取れないにしても、区民サービス、区政を行うことによって予算が増えていくような仕組みとか。そういった、単なる上からこの区はこの予算でという形でやってほしくないということなのです。住民自治というのはそういうところだと思うのです。自らのことを自らが決め、責任を持つということなので、それのできるような予算執行の制度を、分権型政令指定都市と言っているわけですから、考えて構築していただければと。それが必要なのではないかと。そうでなければ、単に区を大きくして、あまり代わり映えのしないような結果しか得られないのではないかというのが私の感想でございます。

それと、自治協議会が重要なポジションだというお話を聞いております。なのに、なぜ中央区の市議会議員が今日はお二人しか来ていないのか。この自治協議会に必ずオブザーバーで議員の方から来ていただいて、我々の議論、意見を聞いて議会に持ち帰っていただければと思います。

それと、ICT の話を補足しますと、コンビニエンスストアにいわゆる行政端末があって、そこでカードなり番号なり指紋認証なり何でもいいですけれども、いろいろな証明書などが取れる。それからスマートフォンで簡単に役所の手続ができる、または、市の施設があったらそこの利用状況や現在の状況が全部スマートフォンで見られる。要は、個人がわざわざ市役所に出かけなくても、ネットやいろいろなシステムを使って行政サービスを受けることができるようになるということなので、かなり利便性は上がると思います。これについてはどんどん新潟市が推進していくというのはいいことだと思います。

(事務局)

いろいろ参考になるご意見,ありがとうございました。参考にさせていただい て,今後の検討に役立てていきたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

廣瀬委員お願いいたします。

(廣瀬委員)

豊照地区コミュニティ協議会の広瀬でございます。

今,お三方の委員からいろいろ検討委員会の報告について発言がございまして、 それぞれ大変な、検討委員会でこのようなものを作られたと初めて知りました。ここで、私の気がついた点を一、二点教えていただきたいのですが、資料報 1-1 の 7 ページに教育委員会についての報告がございます。教育委員会は各区に 2 名ずつになるのでしょうか、増やすのですね。この委員はどういう選び方なのでしょうか。 教育委員というのはどういう方が選ばれて出てくるのかを教えていただきたいのが1点です。

それから 15 ページ, 政令市別全職員に占める区役所職員の割合が新潟市はトップでございます。これは市民サービスにおいて非常にいいことなのか, あるいは多いのか, この辺の判断がつかないのです。一面, 区の数が 8 ということで, 14 ペ

ージにございますが、全国平均が9です。これも新潟市の検討書にいろいろ書いて ございますが、8が本当にいいのかはこれから検討されていくのだろうと思いま す。それから一番残念なのは、1区当たりの平均人口が非常に少ないと。これは新 潟市の置かれる現状を如実に表していると受け止めざるをえないと思います。これ もいろいろ検討されていくと思います。

なお、18 ページ、先ほどの総合区の問題について、概要をご説明いただきました。その内の丸の最後に、サービスは、今の行政区と同じものでという文面がございます。括弧で、国で例示したサービスは、新潟市では既に区で実施されていると。これはどのサービスが実施されているのか。それと併せて、先ほどご説明がありましたとおり、全国 20 政令市の中で総合区をやっているところはないというご報告がございました。この検討委員会で、今後とも総合区に移行していくのかどうか。この中を読んでいきますと、やる区とやらない区とかいろいろ出てきます。そういうところの区の差別化というのでしょうか、こういうものに対してどのようにお考えなのか。確かに、これを読めばそれらしきものが書いてあるのですが、なかなか読み切れないのです。頂戴して1週間、私も夜中まで読んだのですが、なかか理解できないところが多いです。

最後に、同じようなものですが、46 ページの新潟市区のあり方検討委員会開催 要綱に、第2条、検討委員会は、委員16名以内をもって構成すると。第2項に学 識経験者、経済団体等の役員またはと、5番までございます。まさに、自治協議会 の委員の選び方と全く同じようなのですが、こういう大きなものに、特に私が感じ ますのは、第2号委員が少ないのではないかと。区のあり方を検討するのであれ ば、学識経験者あるいは自治協議会の代表でもけっこうですが、新潟市の経済界と かこういうところの委員をもう少し取り入れられて、委員の枠を増やされてはいか がかと思います。そういう考えがあるのかないのか、この辺をお聞きしたいと思い ます。以上でございます。

(事務局)

いろいろご質問いただきまして、ありがとうございました。

まず、7 ページの教育委員会でございますが、教育長、教育委員 8 人体制とするということは既に実施してございます。担当区政ということで、二人一組で担当するという形で平成 26 年度にモデル実施して、昨年度からやっているところでございます。教育委員につきましては、教育に関して識見のある方を市長が任命するという形でやっております。具体的にどういう方を選んでいるかというと、現在のところ、教育委員の方の経歴を見ていただければ分かると思いますけれども、教育関係の経験者とか、あるいは経済界の方とかいろいろな方が上がっておられるところでございます。

2 番目のご質問は、14 ページ、15 ページのところだと思いますけれども、まず、14 ページの上の表ですけれども、新潟市は現在 8 区あるということでございますが、この 8 区体制については、先ほども若干説明いたしましたけれども、その当時の行政区画審議会で議論があって、その当時から 8 区というのは数が多いのではないかという意見もございましたけれども、大合併の経緯を考えて、住民の意見を最大限踏まえるという形で 8 区体制が適当だという答申を踏まえて 8 区になった

と理解しております。その結果、人口で見ると新潟市が 10 万 1,000 人ということで平均人口が一番少ない区になってございます。

15 ページで全職員に占める区役所職員の割合ということで、これは第30次地方制度調査会のときに出された資料ということで二、三年前と古い資料にはなるのですけれども、新潟市が多い一つの要因としては、新潟市は大区役所制ということで、住民票等の区民生活課の窓口業務だけではなくて、建設業務や福祉保健業務やいろいろな仕事を区役所でやっているということが一つあります。割合が少ない静岡市とか相模原市になりますと、本当に住民票等の窓口業務しかやっていないということで、割合が少なくなっています。これが一つの要因かと思います。

次に、18ページ、19ページですけれども、18ページの記述のところの最後のと ころですが、国で例示したサービスは、新潟市では既に区で実施されているという 点につきましては、19 ページの上の表をご覧いただきたいと思います。左側に総 合区ということで書いてございますが、これが、総合区でこういう事務をやってく ださい、あるいはできますということで、国が示しているものでございます。ま ず,個別法で規定されている戸籍事務とか住民基本台帳事務は,当然,今の区でも やらなければいけないですし、総合区でもやらなければいけないということになり ます。また、総合区で行う事務ということで、地方自治法で規定されている事務と して、総合区の政策企画の立案、次の総合区長の固有の事務として、総合区のまち づくりの事務、総合区の住民の交流を促進する事務、福祉関係の事務のうち、総合 区の住民に対し直接提供される役務に関する事務につきましては、地方自治法の中 で総合区がやる事務ということで規定されているところです。そのほか、次の黒丸 ですけれども, B の事務のほか, 条例で定める事務ということで, 総合区では, 法 律で定める以外に条例で独自にこういう事務を定めることができますということ で,例示としてまちづくり関係,コミュニティ関係,福祉関係が上がっています。 これが、総合区ができる、やるべきだということで国が示している事務でございま すけれども、この表の右側に現行の新潟市の区ということで、現行の新潟市の区で 左側に掲げた総合区でやる事務に対応した事務は、ここに書いてあるように、新潟 市の区で、現在、行っている事務ということになります。そういう意味で、国で例 示したサービスは、新潟市は既に区で実施されているということで記述させていた だいたものでございます。

次のご質問が 46 ページですけれども、新潟市区のあり方検討委員会開催要綱で、第2条第2項で委員の構成を書いているわけですけれども、学識経験者、経済団体、NPO、区自治協議会ということで、経済団体等の人数が少ないのではないかということでございます。いろいろ委員構成をするときに考えたのですけれども、区自治協議会の委員の方、元会長等から入っていただきたいと考えまして、できるだけ平等にということで、8 区それぞれから 1 名ずつ選ばせていただきました。そうすると、ここだけで 8 名になって、実質的な議論をするには 16 名くらいが限度かなということで考えて、委員の割り振りを考えたものでございます。ご意見のとおり、区自治協議会以外の委員の方がちょっと少なかったかなというのはあるのですけれども、検討委員会自体は、この報告書をまとめて終了していますので、この会自体終わっているということで、今後増やしていくことはありえないので、その

点はご理解いただきたいと思います。

(廣瀬委員)

ありがとうございました。

(議 長)

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(2) 部会からの報告について (資料 報2-1 2-2 2-3 2-4)

(議長)

次に、報告「(2) 部会からの報告について」でございます。「拠点と賑わいのまち部会」から順にご報告をいただきます。なお、報告は簡潔にお願いしたいと思います。また、ご質問等がございましたら、すべての部会の報告後にまとめてお受けしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。「拠点と賑わいのまち部会」座長の浅野委員からご報告をお願いいたします。

①拠点と賑わいのまち部会

(浅野委員)

「拠点と賑わいのまち部会」の浅野でございます。

7月15日,第4回の部会を開催いたしました。議題としましては、先月申し上げましたけれども、五つの未来プランについて、各分科会から事業の進捗状況について報告を頂きました。伊藤チーム、佐藤チーム、浅野チームと分かれまして、進捗状況など、このような形でご報告いただきました。これを基にしまして、今、活動中でございますけれども、8月末までに結果を出し、議題の下のほうですけれども、フォーラム開催概要について、11月27日に開催しますけれども、このようなところに報告を示していきたいと思っております。以上です。

(議 長)

ありがとうございました。

続きまして、「人にやさしい暮らしのまち部会」座長の田村(勝)委員からご報告をお願いいたします。

②人にやさしい暮らしのまち部会

(田村(勝)委員)

田村です。

お手元の資料報 2-2 に基づいて報告させていただきます。7月8日,委員17名中14名の委員の出席をもって部会を開催させていただきました。議題につきましては、安否確認及び災害時要援護者支援体制の構築についてでございます。

会議の内容に入る前に説明させていただきたいと思いますが、この部会前の6月23日に正副座長及び事務局2名の合計5名で今後の方向付けについて検討をし、アンケートの実施とそのアンケートの項目について各委員からそれぞれ考えをまとめてもらい、部会当日に発表いただきたいということで、事前にお願い文書を配布したところでございます。それに基づいて、いろいろと検討を進めていく予定でしたけれども、主な意見に記されていますとおり、アンケートの項目ではなくて、ア

ンケート実施に当たってのご意見がほとんどでございました。中に二,三お願いしたとおり、それぞれの項目を発表していただいたわけでございますけれども、私の議事進行のまずさから、こういう内容になったわけでございます。

この内容を受けまして、アンケート実施についての賛否を問わせていただきました。冒頭で委員 14 名の出席ということで報告させていただきましたけれども、中座された方が 1 名おりましたし、また、私、座長としてはこの賛否の参加資格がございません。そのようなことで、12 名の委員の方から賛否についてお答えいただいたわけですが、結果、賛成が 7、反対が 5 ということで、アンケートを実施するということで決定させていただきました。時間の関係もございまして、この内容についてご意見をお聞かせいただくことができませんでした。そのような中で、正副座長あるいは事務局と協議をして、また報告をしてくださいということで閉会させていただいたわけでございます。それを受けまして、7 月 21 日、正副座長及び事務局と協議のうえ素案を作成し、近々中に各委員に配付し、次回の部会で検討させていただく中で、正式な案としてまとめたいと思います。以上、報告を終わらせていただきます。

(議 長)

ありがとうございました。

続きまして、「水辺とみなとのまち部会」座長の藤田委員からご報告をお願いい たします。

③水辺とみなとのまち部会

(藤田委員)

藤田です。ご報告させていただきます。

今、私たちは、夏休みの社会科体験を成功させようということを最大の任務として、今取りかかっております。そのことを中心にお話しさせていただきたいと思います。したがいまして、会議内容及び決定事項の前段のあいさつのところは、簡単に言いますけれども、コースの栞や記念品など、みんな作りました。問題は3番目の丸の応募状況です。既に皆さんの部会にお願いしたことがあって詳しく言う必要もないですが、期待にそぐわず、大変応募が悪いという状況が6月27日前後、最初の7月23日の日和山コースが大変悪くて、ゼロという数字が出たのです。これを受けまして、私は大変驚きまして、急いで部会員の皆さんの協力を頂こうということで、出身する小学校区へチラシを持ってお願いするという緊急避難措置をやらせていただきました。暑い中、協力していただいて感謝しております。そういうことがありました。参加者アンケートをまだそのときはばたばたしていて作っていなかったのですが、急いで大人用と子ども用を作ることに決めまして、作りました。それからイベントを中止する場合についても、ここに書いてあるとおり、台風、豪雨ということになれば、前日の正午までに参加者に連絡しようという万全の体制を執っておりました。

本題に入ります。夏休み親子社会科体験「訪ねよう!北前船物語」という内容の中心点だけお話ししたいと思います。応募者の増員を図る対策は、今言いましたように、近隣並びに出身する自分が出たところに声かけ運動、再度お願いしました。ゼロから 5 組 11 名という数に増えました。本当に何ともいえない気持ちになりま

したけれども、ほっとしたところがありましたけれども、何とかなりました。ここで、集まらなかった理由を今すぐ答えを出す気はありませんが、大まかに言うと、児童が集まらない背景として、やはり同日に市主催のスポーツ大会が重なり、そして私たちがお願いしている児童の年齢は4年、5年、6年生で、まさに重なってしまったという点、情勢判断が少しまずかったということははっきり言えると思います。さらにいろいろなことを考えておりますが、省略いたします。

日和山コース,7月23日。天候、今日のように猛暑ではなくて、晴れてよかっ たです。予定どおり9時過ぎには5組11名の参加者の皆さんから集まっていただ きまして、私たちスタッフ3名と事務局2名、そして新潟シティガイドの皆さん、 二組に分けたものですから 2 名,そして取材のカメラマンの方ということで,19 名でスタートいたしました。ゆったりとしっかりと話を聞きながら、この順番で回 りました。早川堀通りを通って湊稲荷神社,旧小澤家住宅,浅草観音堂,願隨寺, 日和山。その中で、途中に一つ、金比羅神社も追加しまして回りました。終わった あとにアンケート用紙を皆さんにお渡ししまして、答えが一部返ってきておりまし た。どうなるか心配でした。大変よかった。面白かった。こんなもんというか、ま あまあというかどちらとも言えない。それから面白くなかったというのがどのよう な形で出るか心配しました。よかった、楽しかったというのがありまして、面白く なかったというのはありませんでした。ほっとしたところです。そういう意味で、 これにもう一回奮い立たせて,今度は 8 月 18 日,8 組 16 名が決まっております し、またスタッフでりっぱな形でみんなを案内して、この北前船物語の子どもたち の夏休み体験を成功させたいと思っております。とにかく人数が少なくても、参加 してくださる親子を大切にして楽しんでもらえるように準備をして、今後も進めて いきたい。以上が報告です。

(議 長)

ありがとうございました。

続きまして,「中央区自治協議会だより編集部会」副座長の関谷委員よりご報告をお願いいたします。

④中央区自治協議会だより編集部会

(関谷委員)

「中央区自治協議会だより編集部会」第 2 回, 6 月 29 日に行いました。市役所 分館 3 階の 302 号室で会議を行いました。そのほかは省かせていただきまして、特 集号の紙面確認についてということで、行いました。

事務局より経過報告がございまして、今日、7月29日金曜日、いつもだと日曜日の市報の裏ということなのですけれども、今回は特集号のみなので、皆さんのところに新聞が届いたかと思うのですけれども、新聞だけを見ていると外してしまう、広告もめくって見ていただくとそこにあるかと思いますので、再度確認してみてください。1面から4面についての内容の確認と修正を行いました。以上です。

(議 長)

ありがとうございました。

只今の部会の報告につきまして,何かご意見,ご質問等ありますか。今ほど報告 がありました自治協議会だより,本日入りましたが,これについてのご感想なども 頂ければと思います。

(外内委員)

鏡淵小学校区コミュニティ協議会の外内です。

新聞に一緒に折り込んだというのだけれども、少なくとも自治協議会だよりだか らこの委員に一部ずつ配るということはできないのですか。

(大堀委員)

それは忘れていました。

(外内委員)

新聞を取っていない人もいるかもしれませんので、本家本元に配られていないのは少し寂しいと思います。

(関谷委員)

すみませんでした。

(議長)

貴重なご意見, ありがとうございました。

(伊藤委員)

ほかの新聞は入っていないでしょう、日報だけでしょう。

(関谷委員)

いえ、ポスティングもしますので。

(議長)

今,事務局から報告がありました。新聞を取っていないお宅にも,ポスティング ということで確認してお宅に配られるそうです。ただ,今日配られるかどうかは。

(事務局)

入っています。

(議 長)

入っていますか。入っているそうですので、安心していただきたいと思います。

(外内委員)

とにかく,ここの委員に1部ずつ配ってください。新聞を取っている,取っていないは関係なく。

(関谷委員)

すみませんでした。そのようにいたします。

(議 長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

(3) 委員からの報告について

第2回 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会(資料 報3)

(議 長)

次に、報告「(3) 委員からの報告について」です。第2回信濃川やすらぎ堤利用 調整協議会について、菊池委員からご報告をお願いいたします。

(菊池委員)

南万代小学校区コミュニティ協議会の菊池でございます。

第2回信濃川やすらぎ堤利用調整協議会が開かれました。現に市報や新聞で報道されていて、皆さんご存じだと思います。それから店を開いて実際に行われていますので、もう行かれた方もいらっしゃることと思います。その前に、5月23日に協議会がありました。その報告をしたいと思います。

議題としては、信濃川やすらぎ堤利用調整協議会開催要綱の改正について。2番、信濃川やすらぎ堤施設使用応募者の選定について質疑応答、それから意見交換。3番、施設使用契約の締結について。これに対しても同じです。それからその他とありました。

信濃川やすらぎ堤施設使用応募者の選定についてですけれども,1番,問い合わせ状況としまして,4月15日現在で件数が35件あったそうです。それから業種としては,飲食店,NPO法人,どういうわけか銀行やホテル,デパートなど県内の企業及び個人事業者から問い合わせがあったらしいです。

その問い合わせに対して、5 月 6 日に説明会を開催しました。それに参加した数が 46 名。市内 44 名,県内 2 名,長岡市,胎内市,県外ゼロということでした。参加業者は飲食店 14 者,それから売店 7 者,カフェ 1 者その他・不明 18 者という状況だったそうです。

それから申し込み状況は、申込業者が14者ありまして、市内の業者が12者、それから県内として2者、湯沢町と小千谷市で1者ずつありました。

事前相談及び申込者の動向としては、やはり以前からやっていましたサンセットカフェや川まつりのイメージから出展希望者が右岸側に集中。右岸側というのは伊勢丹のほうのやすらぎ堤が多いと。それから広いスペースを使い飲食店や売店、イベントなどを組み合わせた複合的な活用を希望する業者が多かったということです。

それで、その説明を受けまして、出店者は経験者が申し込んでいるのかという質問に対しては、皆さん以前にやはり出したという、イベントとか飲食業に関する業者が多かったのですが、全くの素人の方はいなかったということです。ごみ処理の方法では、ごみ箱は各店で対応する、また持ち帰ってもらうと。美化活動にも参加してもらうという意見が出ました。あと、保健所の許可の件ですけれども、これは各店舗に説明するという話でした。

その他、テント、バーベキューなど、芝の傷みはどうなのかという話がありましたけれども、使用については管理者と協議しながらマニュアルに盛り込んでいくという形をとっていると。それから雨天で会場に行っても何もやっていなかったという事態が起きると困るので、協議会を作って調整をするという形をとりたいという説明がありました。今回は持込業者 14 者に対しては、取引業者、本人もそうですけれども、暴力団関係のつながりがないという条件で全員を認めようという形をとりました。現在、14 者のうち 13 者が本当はやっているはずなのです。はっきりした、その後の動向が分からないものですから。あと、9 月からあと 1 者が参加するということで、14 者を認めたという形になっております。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

只今のご報告につきまして、何かご質問等ありますか。

いかがでしょうか。

では、私から一つだけ、菊池委員にご質問させてください。この会議は 5 月 23 日であったと記載されております。報告が今日になったのは何か理由がございましたか。

(菊池委員)

事務局から今日ということだったので、今日発表させていただきました。

(議長)

分かりました。ありがとうございました。

・平成28年度 第1回 中央区支え合いのしくみづくり会議(資料 報4)

(議長)

続きまして、平成28年度第1回中央区支え合いのしくみづくり会議について、 私からご報告させていただきます。

資料報4をご覧ください。7月14日木曜日午前10時から会議を開催いたしました。議事につきましては、まず、第1層協議体の生活支援コーディネーターが交替したという説明がありまして、紹介がありました。こちらのコーディネーターは中央区社会福祉協議会の方が引き受けていただいているのですが、今回、異動のため替わったということで、今年は中央区社会福祉協議会の渡辺さんが受けてくださるということです。

2 番目としまして、地域包括ケア推進モデルハウス事業の説明を事務局から頂きました。ここに書いてありますとおり、1 番目、地域住民同士の支え合いのしくみづくりを推進するため、また、地域包括ケア推進の拠点としての事業と聞いております。2 番目、モデルハウスの要件である多機能性・持続性・発展性を担保するために、六つの機能についてということでございました。

この六つのうち一つ目は、常設型地域の茶の間、週 2 回以上ということです。2 番目、助け合いの実践、こちらは参加者を受け身にしない場、参加させる場ということでございます。3 番目、地域住民の理解と協力。こちらは運営の持続性を求めるためと言っておりました。4 番目、多様な団体、期間とのつながり。こちらのほうは協働を学ぶ場として活用したいと言っておりました。5 番目、支え合いのしくみづくり推進員、保健師等の定期来所。こちらは人数、課題の把握に当たるという形です。6 番目、日常的な研修の場として、介護技術の取得、視察の受け入れ等を機能として持たせてくださいということで、この六つの機能と言われていました。

それで、こちらのモデルハウスをやることになりますと、市から補助金が出ると聞いております。家賃が月5万円くらい、そのほかに立ち上げの費用、敷金、光熱費等、このときのお話ですと、7月開所の場合は80万5,000円といっておりました。

次に、秋葉区で先行しているモデルハウスの紹介がございました。秋葉区小須戸で開いております、まちの茶の間だんだん・嶋岡でございます。こちらは旧嶋岡医院の跡地に開設したそうでございます。開設日は平成28年5月21日ということで

す。運営団体はこすどプラチナネットワークです。こちらは近隣の在住者によるボランティアにより結成されたということです。内容ですが,ティールームとして毎週火曜日及び土曜日 10 時から 15 時まで開催。参加費として中学生以上は 300 円を頂くという形になっているそうです。ランチがありまして,300 円頂いてやるということなのですが,今のところは当面土曜日のみと聞いております。あと,保健師による健康相談,それも曜日が決まっております。そのほかの事業として,そちらでチクチク布遊び教室であったりパソコン教室であったりということで,いろいろな催し物をやる予定になっているそうです。この説明を聞かせていただきました。以上です。

何か質問等ありますか。

大堀委員お願いいたします。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。

第1回中央区支え合いしくみづくり会議ということで、大変な会議だったと思うのですけれども、資料をもう1枚くらい、これだけご説明があったのだから、これだけ持って、浜浦小学校区コミュニティ協議会に帰って皆さんにご説明するのですけれども、何をしゃべっているのか少し分からないので、あとで聞かせてください。

(議長)

分かりました。あとで差し上げます。次回からもう少し詳しい資料を付けさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

3 その他

(1) 区教育ミーティングの開催について(資料 他1)

(議 長)

次に、その他「(1) 区教育ミーティングの開催について」でございます。担当課から説明をお願いいたします。

(事務局)

中央区教育支援センターの佐々木でございます。いつもお世話になっております。

私から、来月8月26日に開催を予定しております第1回中央区教育ミーティングに つきましてご説明させていただきたいと思います。

お配りしましたお手元の資料他1をご覧ください。初めに開催日時ですけれども、先月の自治協議会にてお話ししましたとおり、来月8月26日金曜日の区自治協議会の開催に合わせまして実施させていただきたいと思います。開会時間につきましては、午後1時15分から概ね1時間30分程度と記載しておりますが、午後3時から区自治協議会が控えておりますので、午後2時30分過ぎを目途にしたいと考えております。

会場につきましては、区自治協議会と同じく市役所本館6階講堂を予定しております。

出席者につきましては、皆さま自治協議会委員の方と教育長、区担当の教育委員、また教育委員会事務局長を予定しております。

内容につきましては、平成28年度新潟市教育委員会の施策について教育長が説明した後、下に書いてありますが、ご覧の二つの視点、よりよい地域づくりのために、地域の皆さんと、公民館等の社会教育施設や学校が協働してできることは。それから、地域で子どもを育てるために、地域と学校の関わりから見えてきた現状、今後必要と考える取組に基づきまして、各地域、小学校、中学校と社会教育施設と地元の方との取組みの事例等をお話しいただきまして、それに基づきながら意見交換をしていただきたいと考えております。

なお、出席につきましては、自治協議会にならいまして、もし欠席される場合は、教育支援センターにご連絡をいただきたいと思います。私からの説明は以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ありますか。

田村(勝)委員お願いいたします。

(田村(勝)委員)

公募委員の田村です。

私からお願いでございます。特にこの教育ミーティングにつきましては、いろいろな委員から本当に奥深い意見が出て、時間が足りないくらいなのが毎回の内容になっていると思います。そのような中で、次の会議を控えて、本当に身の入った協議ができるのかどうか、このように常に考えているところです。これは別立てでできないのですか。できない理由は何があるのでしょうか。教えてください。

(事務局)

自治協議会の皆さまにお集まりいただいているのは、毎月定例の区自治協議会だ と思うのですけれども、皆さまのご負担を減らすためにも、新潟市全体各区で、同 様に区自治協議会の開催日に併せまして実施させていただいているところでござい ます。

(田村(勝)委員)

会議ありきではないでしょう、内容なのでしょう。時間がないから、次の会議があるからということで、途中で打ち切られても、本当に真摯にご意見を拝聴いたしまして検討いたします、毎回それで終わりです。そういう会議はない方がいいと思います。本当にやるのであれば、腰を据えて。これだけのメンバーですから、都合がつかない人もいるかと思いますけれども、ぜひ、考えていただきたいと思います。

(事務局)

今のご意見もごもっともだと思いますので、今後どうしていくかということも教育委員会事務局と話し合いながら進めていきたいと思います。ありがとうございました。

(田村(勝)委員)

やっていくのかやっていかないのかです。検討させてくれ、いつも言うとおり前 向きも後ろ向きも真ん中、現状維持もけっこうですから。いつもそうです。やるな らやりますと答えてください。

(事務局)

すみません。この教育ミーティングにつきましては、新潟市八つの区、各自治協議会と合わせましての開催となっておりますので、こういった意見が出ましたということも含めまして、教育委員会としても検討していかなければならないと思いますので、私のほうで中央区はこうしますということもここで断定はできませんので、ただ、そういったご意見は確かに上がりましたということを伝えていきたいと思います。

(議 長)

ほかにございますか。

伊藤委員お願いいたします。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤です。

確認でございます。私が不思議に思っていたのは、先ほど田村委員のおっしゃるとおりなのです。会議ありきではないのです。会議は単独でもいいのではないですか。3時間とっても、午前中、午後とってもいいではないですか。逆に言えば、夕方になってもいいではないですか。6時半から9時半までやります、また10時までやります、そういうことも一つの方法を委員はおっしゃっているだけなのです。あなたが言っているのは、効率性というもの。これは効率性ではないのです。本当におかしいと思います。きちんと議論を尽くしてやらないと、前に進まないと思います。そこのコンセンサスを得るのがあなた方の宿題ではないですか。それを本末転倒したらだめだと思います。肝を据えて、堂々と議論してください。そうしないと教育制度はめちゃくちゃになります。特に、学校の跡地をどうするのかとか、学校そのものをどのように生かすのかとか、施設課ばかりに任せていてはだめです。それで弊害が出ているでしょう。その検証もされていないわけです。そういうことを踏まえると、本腰になって時間を据えて、教育問題に対して考えていただきたいと思います。以上です。

(事務局)

学校跡地につきましてもいろいろとお話が出てくるかと思います。今回の教育ミーティングの中身につきましては、あくまでも地域と学校の取組みについて意見を交換していただくということでございますが、区教育ミーティングの目的と、それから皆さまが考える教育の形もありますので、それも踏まえて話をしたいと思います。

(伊藤委員)

議題が抽象的なのです。もっと絞り込んだ話をしないから1時間半で終わってしまうのです。それはだめだと思います。もっと考えなければ。本末転倒なのです。 肝が据わっていないのです。心がこもっていないのです。それを猛反省してください。

(事務局)

その点は反省いたします。

(議 長)

ありがとうございました。

内容について、皆さまからご意見がありましたらお願いします。提示されました 内容について、ご意見等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(2) その他

(議 長)

次に、私からお話をさせていただきたいと思います。前回の自治協議会において。清水委員から新バスシステムに伴うまちなかへの影響について、新潟市商店街連盟が3月25日に実施した歩行者通行量調査結果の説明があり、課題解決に向け、中央区自治協議会で意見を取りまとめてはいかがかとの提案がありました。その件につきまして、7月15日に清水委員からヒアリングを行い、後日、総務運営会議で話し合いをいたしました。その結果、そもそも新バスシステムそのものをよく理解してない委員も多いのではないかとのことから、委員研修の一貫として、まずは趣旨、目的、今後の方向性について、改めて担当課から説明を受ける必要があるのではという結論に達しました。つきましては、来月以降、自治協議会終了後、委員研修会を兼ねた勉強会を実施したいと思いますが、皆さま、いかがでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ありがとうございました。それでは、まず、新バスシステムに関する勉強会を開催することにし、早速、市の担当課と開催日程につきまして調整したいと思います。日時が正式に決定しましたら、改めてお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日予定されていました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第4回中央区自治協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

事務局から連絡をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

次回の開催日程についてご連絡いたします。次回は8月26日金曜日午後3時から開催させていただきます。開催会場は市役所本館6階講堂でございます。なお、会議の中でお話もありましたが、区教育ミーティングが自治協議会の前に開催されますので、時間は1時15分から、場所は自治協議会と同じ本館6階講堂です。お間違えのないようにお願いいたします。

本日は、大変お疲れさまでした。

	4 閉会
傍 聴 者	9名
報道機関	0 社